

## 情報公開・個人情報保護に係る不服申立て制度について

### I 情報公開又は自己情報の開示若しくは訂正等の請求に係る不服申立制度

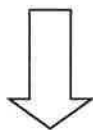
情報公開請求における部分公開決定若しくは不開示決定又は自己情報の開示請求に係る非開示決定若しくは訂正等の請求について訂正等をしない旨の決定（以下「不利益処分」という。）若しくは不利益処分を受けたそれらの行為について、市が定められた期間内に決定等の意思決定をしない場合（以下「不作為」という。）がある場合には、申請人は、その不利益処分や不作為がある市に対し、行政不服審査法の規定により、審査請求をすることができます。

なお、請求の全部を認める決定に対しては、不利益処分も不作為も無いため、審査請求をすることができません。

審査請求があった場合の事務の取扱いについては、以下のとおりです。

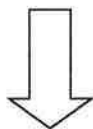
申請人が審査請求人として、審査請求書を公文書館に提出する。

処分があったことを知った日から3箇月又は処分の日から1年以内です。



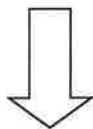
審査請求書を担当課に送付し、審査庁となる。

行政不服審査法における不服申立てに係る審査を行います。



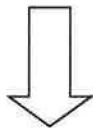
審査庁となった課が諮問手続を行い、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

審査会の事務局は、公文書館になります。



審査会で審査を行い、答申する。

審査会は、諮問に対して答申します。



審査庁となった担当課の実施機関が裁決手続を行い、裁決書を審査請求人に送付する。

※ この不服申し立ての手続きとは別に、行政事件訴訟法による取消訴訟も提起できます。

# 審査請求に係る事務の概要

